

福井市新しい総合事業に関するQ&A(H29. 1. 3)

No.	分類	項目	質問	回答	発出日
7	全般・共通	月額上限	基本報酬について、単位数が月額上限に達した場合、超えた分の単位は10割負担として計算するのか、超えた分は全く請求できないのか。	予防給付相当の訪問型サービスを週1回程度利用するケースならば、月5回の利用で月額上限の1,168単位を請求することになる。266単位/回×5回-1,168単位=差分162単位を10割負担分として利用者から徴収するというのではない。また、週1回程度の利用の場合に、利用回数の上限を5回で設定しているのが、原則として月6回のサービスを利用することはできないが、特別な事情により月6回の利用が発生する場合には、6回目のサービスを利用者の10割負担で利用することを否定するものではない。ただし、その場合は利用者に対して十分な説明を行うことが必要である(H29.1.3加筆修正)。	H29.1.3
	全般・共通	地域区分	新しい総合事業において1単位あたりの単価は市外事業所の場合にも福井市の単価を利用するのか。	<del>1単位あたりの単価は事業所が所在する市町村の地域区分に従う。*</del> 福井市は7級地、坂井市や鯖江市はその他になる。(H29.1.17に訂正につき、削除)	H29.1.3